§１ 事 務 手 続 早 見 表

は、県互助組合の事務

こんな場合には		こんな手続を						
		提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	本文参考
1　組合員になったとき	1　新たに一般組合員になったとき ※　転入等を除く (1) 正規職員、任期付職員（フルタイム）、再任用職員（フルタイム）、特別職常勤職員の場合	①　組合員資格取得届書	1	組合員	所属所長 ↓ 支部 県互助組合	速やかに ⑩は任用期間に定めがある者は共済資格取得後20日以内	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ 資格係 ⑦ ⑧ ⑨ 年金係 ⑩県互助組合	§6の2
		②　組合員個人番号報告書	1					
		③　人事異動通知書(辞令書)の写し（県費負担の正規職員を除く）	1					
		④　被扶養者申告書（被扶養者の要件を満たす人があるときのみ）	1					
		⑤　被扶養者個人番号報告書	1					
		⑥　国民年金第３号被保険者関係届（20歳以上60歳未満の配偶者を被扶養者申請する場合のみ）	1					
		⑦　年金加入期間等報告書	1					
		⑧　年金受給権者再就職届書及び年金証書（公務員共済の年金受給権者のみ）	1					
		⑨　組合員転入届書（他支部・他の公務員共済の加入歴がある場合のみ。直近の公務員共済組合が当支部の場合は、提出不要）	1					
		⑩　互助組合加入申込書	1					

こんな場合には		こんな手続を						
		提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	本文参考
	(2) 会計年度任用職員（フルタイム・13月目）の場合	①　組合員資格取得届書 ②　組合員個人番号報告書 ③　人事異動通知書(辞令書)の写し ④　勤務条件説明書等 ⑤　出勤簿の写し ⑥　被扶養者申告書 （被扶養者の要件を満たす人があるときのみ） ⑦　被扶養者個人番号報告書 ⑧　国民年金第３号被保険者関係届 （20歳以上60歳未満の配偶者を被扶養者申請する場合のみ） ⑨　年金加入期間等報告書 ⑩　年金受給権者再就職届書及び年金証書 （公務員共済の年金受給権者のみ） ⑪　組合員転入届書 （他支部・他の公務員共済の加入歴がある場合のみ。直近の公務員共済組合が広島支部の場合は提出不要） ⑫　互助組合加入申込書 （加入を希望する場合） ※　③～⑤は、任用当初から現在までのもの	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	組　合　員	所属所長 ↓ 支　部 県互助組合	速やかに ⑫は共済資格取得後20日以内	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ 資格係 ⑨ ⑩ ⑪ 年金係 ⑫県互助組合	§6の2
	2　新たに短期組合員になったとき ※　転入等を除く	①　組合員資格取得届書 ②　組合員個人番号報告書 ③　人事異動通知書(辞令書)の写し ④　勤務条件説明書等 （臨時的任用職員を除く） ⑤　被扶養者申告書 （被扶養者の要件を満たす人があるときのみ）	1 1 1 1 1	組　合　員	所属所長 ↓ 支　部 県互助組合	速やかに ⑧は共済資格取得後20日以内	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ 資格係 ⑧県互助組合	§6の2

こんな場合には		こんな手続を						
		提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	本文参考
		⑥　被扶養者個人番号報告書 ⑦　国民年金第３号被保険者関係届 （20歳以上60歳未満の配偶者を被扶養者申請する場合のみ）） ⑧　互助組合加入申込書 （加入を希望する場合）	1 1 1					
	３ 組合員が他の公務員共済組合から転入したとき （例） ・市町村職員共済組合 ・地方職員共済組合 ・国家公務員共済組合 ・警察共済組合 ・広島市職員共済組合 （私立学校共済組合は含まない。）	①　組合員資格取得届書 ②　組合員個人番号報告書 ③　人事異動通知書(辞令書)の写し （県費負担の正規職員を除く） ④　被扶養者申告書 （被扶養者の要件を満たす人があるときのみ） ⑤　被扶養者個人番号報告書 ⑥　国民年金第３号被保険者関係届 （20歳以上60歳未満の配偶者を被扶養者申請する場合のみ） ⑦　年金加入期間等報告書 ⑧　年金受給権者再就職届書及び年金証書 （公務員共済の年金受給権者のみ） ⑨　組合員転入届書 ⑩　互助組合加入申込書	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	組　合　員	所属所長 ↓ 支　部 県互助組合	速やかに	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ 資格係 ⑦ ⑧ ⑨ 年金係 ⑩県互助組合	§6の2

こんな場合には		こんな手続を						
		提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	本文参考
	4 組合員が公立学校共済組合他支部から転入したとき （県外の公立学校等の職員が、引き続き県内の公立学校等職員に採用されたとき）	① 組合員資格取得届書 ② 組合員個人番号報告書 ③ 人事異動通知書(辞令書)の写し（県費負担の正規職員を除く） ④ 被扶養者申告書（被扶養者の要件を満たす人があるときのみ） ⑤ 被扶養者個人番号報告書 ⑥ 国民年金第３号被保険者関係届（20歳以上60歳未満の配偶者を被扶養者申請する場合のみ） ⑦ 年金加入期間等報告書 ⑧ 年金受給権者再就職届書及び年金証書（公務員共済の年金受給権者のみ） ⑨ 組合員転入届書 ⑩ 互助組合加入申込書	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	組合員	所属所長 ↓ 支部 県互助組合	速やかに	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ 資格係 ⑦ ⑧ ⑨ 年金係 ⑩県互助組合	§6の2
	5 資格継続されたとき ※ 継続の手続が不要となっている職員を除く （任用が継続されたときや、任用が同じ任命権者により同じ任用種別、同じフルタイム・パートタイムの別で１日も空けずに再度行われたとき）	① 組合員資格変更届書 ② 人事異動通知書(辞令書)の写し（前の任用と新たな任用に係るもの） ③ （新たな任用の）勤務条件説明書等（一般組合員のうち会計年度フルタイムと、臨時的任用職員を除く短期組合員のみ） ④ 出勤簿の写し（会計年度フルタイムのみ） ⑤ 前の資格に係る資格確認書（限度額適用認定証等） ⑥ 国民年金第３号被保険者関係届（組合員等番号が変更となるときで、20歳以上60歳未満の配偶者を引き続き被扶養者とするとき）	1 1 1 1 1 1 1	組合員	(新たな任用の) 所属所長 ↓ 支部 県互助組合	速やかに ⑦は共済資格取得後20日以内	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ 資格係 ⑦県互助組合	§6の2

こんな場合には		こんな手続を						
		提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	本文参考
		⑦　互助組合加入申込書 （共済組合員資格が継続されても組合員等番号が変わる場合は、その都度提出が必要）	1					
	6　任用種別が変更されたとき 組合員が退職又は任期満了した後、任用が１日も空けずに再度行われ、任用時に再度、当支部組合員資格取得するとき（「継続」に該当する場合を除く。）	①　組合員資格変更届書 ②　人事異動通知書(辞令書)の写し （前の任用と新たな任用に係るもの） ③　（新たな任用の）勤務条件説明書等（一般組合員のうち会計年度フルタイムと、臨時的任用職員を除く短期組合員のみ） ④　出勤簿の写し （会計年度フルタイムのみ） ⑤　前の資格に係る資格確認書（限度額適用認定証等） ⑥　国民年金第３号被保険者関係届 （組合員等番号が変更となるときで、20歳以上60歳未満の配偶者を引き続き被扶養者とするとき） ⑦　年金加入期間等報告書※ ⑧　年金受給権者再就職届書及び年金証書※ （公務員共済の年金受給権者のみ） ⑨　組合員転入届書※ ※　⑦～⑨は、（前の任用）短期組合員→（新たな任用）一般組合員の場合に提出 ⑩　互助組合加入申込書 （加入を希望する場合）	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	組　合　員	（新たな任用の）所属所長 ↓ 支　部 県互助組合	速やかに ⑩は共済資格取得後20日以内	① ② ③ ④ ⑤ ⑥　資格係 ⑦ ⑧ ⑨　年金係 ⑩県互助組合	§6の2

こんな場合には		こんな手続を						
		提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	本文参考
2　組合員が県内の公立学校等に異動したとき ※　他支部等への転出は、19参照	1　県費負担の常勤職員が、県費負担の常勤職員のまま、所属所を異動したとき	不要						
	2 広島市費職員が、教育委員会人事・給与システム対象所属所間を異動したとき	不要						
	3　県費負担職員が市町費職員になったとき 4　市町費職員が県費負担職員になったとき 5　市町費職員から他の市町費職員になったとき	①　組合員資格変更届書 ②　資格確認書（限度額適用認定証等） ③　互助組合加入申込書 （県及び県互助組合加入市町の場合） ④　㊮退会給付金請求書	1 1 1 1	組合員	（新たな任用の）所属所長 ↓ 支　部 県互助組合	速やかに	① ②　資格係 ③ ④　県互助組合	§8の1
	6　広島市費職員が、対象システム（教育委員会人事給与システム対象所属所、庶務事務システム対象所属所）の異なる所属所間で異動したとき	①　組合員資格変更届書 ②　資格確認書（限度額適用認定証等）	1 1	組合員	（新たな任用の）所属所長 ↓ 支　部	速やかに	資格係	§8の1
	7 市町費職員が同一市町内で所属所を異動したとき ※　6のときを除く	組合員資格変更届書	1	組合員	（新たな任用の）所属所長 ↓ 支　部	速やかに	資格係	§8の1
	8 厚生年金保険の同一適用事業所内の複数の所属所において任用がある短期組合員について、主たる任用のある所属所に変更があったとき	組合員資格変更届書	1	組合員	（新たな任用の）所属所長 ↓ 支　部	速やかに	資格係	§8の1

こんな場合には		こんな手続を						
		提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	本文参考
3　組合員及び被扶養者に関することで変更が生じたとき	1　給付金の受取口座を変更するとき	組合員等情報変更申告書	1	組合員	所属所長 ↓ 支部	速やかに	資格係	§6の4
	2　氏名に変更があったとき	①　組合員等情報変更申告書 ②　資格確認書（限度額適用認定証等） ③　国民年金第３号被保険者関係届 （被扶養者として認定中の20歳以上60歳未満の配偶者が氏名変更した場合のみ）	1 1 1	組合員	所属所長 ↓ 支部	速やかに	資格係	§8の2
	3　住所、住民票上の住所に変更があったとき	①　組合員等情報変更申告書 ②　住民票の写し（被扶養者が住民票上の住所を変更した場合のみ） ③　国民年金第３号被保険者住所変更届 （被扶養者として認定中の20歳以上60歳未満の配偶者が住所変更した場合のみ）	1 1 1	組合員	所属所長 ↓ 支部	速やかに	資格係	§8の3
	4　資格情報のお知らせ、資格確認書（限度額適用認定証等）を紛失、若しくは著しく損傷したとき	①　再交付申請書 ②　資格確認書（限度額適用認定証等） ※紛失したときを除く	1 1	組合員	所属所長 ↓ 支部	速やかに	資格係	§8の4
	5　個人番号に変更があったとき	①　組合員個人番号報告書（組合員の個人番号に変更があった場合） ②　被扶養者個人番号報告書（被扶養者の個人番号に変更があった場合）	1 1	組合員	所属所長 ↓ 支部	速やかに	資格係	§8の5
	6　後期高齢者医療保険に加入（75歳以上到達）	①　資格確認書（限度額適用認定証等） ②　後期高齢者医療制度加入者のの資格確認書等の返納について（被扶養者がいる場合のみ） ③　公立学校共済組合員加入証明書の写し	1 1 1	組合員	所属所長 ↓ 支部 県互助組合	速やかに	① ②　資格係 ③県互助組合	§8の6
	7　後期高齢者医療保険に加入（65歳以上75歳未満で後期高齢者医療障害認定に該当したとき）	①　後期高齢者医療障害認定該当者・非該当者届出書 ②　資格確認書（限度額適用認定証等） ③　後期高齢者医療被保険者となったことがわかる書類 ④　公立学校共済組合員加入証明書の写し	1 1 1 1	組合員	所属所長 ↓ 支部 県互助組合	速やかに	① ② ③　資格係 ④県互助組合	§8の6

こんな場合には		こんな手続を						
		提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	本文参考
4　被扶養者の要件を備える人又はすでに認定されている人で被扶養者の要件を欠く人が生じたとき	1　要件を備える人が生じたとき ※出産による場合は、給付金請求書と併せて提出	①　被扶養者申告書 ②　扶養事実申立書 ③　被扶養者の住民票の写し ④　認定要件を備えた日が確認できる書類 ⑤　被扶養者個人番号報告書 ⑥　その他(手引§7の3を参照) ⑦　国民年金第３号被保険者関係届 (国民年金第３号被保険者となる被扶養配偶者を認定する場合)	1 1 1 各１ 1 1 1	組合員	ア　扶養手当が支給される場合 (ｱ)所属所長が扶養手当の認定権者の場合 所属所長→支部 (ｲ)上記以外の場合 所属所長→上記(ｱ)以外の扶養手当認定機関→支部 ※⑤は所属所長→支部に直接提出 イ　扶養手当が支給されない場合 所属所長→支部	速やかに ※　申告書が、要件を備えた日から30日を過ぎて所属所長に提出された場合は、所属所長が受理した日が認定日となります。	資格係	§7の3
	2　要件を欠く人が生じたとき	①　被扶養者申告書 ②　資格確認書、限度額適用認定証等 ③　要件を欠く日が確認できる書類 ④　国民年金第３号被保険者関係届 (収入超過もしくは離婚等により被扶養配偶者ではなくなったとき)	1 1 1 1	組合員	所属所長 ↓ 支部	速やかに	資格係	§7の3

こんな場合には		こんな手続を						
		提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	本文参考
5－1　海外へ行くとき(海外日本人学校への派遣､配偶者同行休業等)	※40歳以上65歳未満の組合員が住民票を国外へ異動する場合		1	組合員	所属所長 ↓ 支部	速やかに	経理貸付係	§5の2
①国内に住所を有しなくなったとき	介護保険適用外となり介護掛金･負担金を免除することができる	介護保険第２号被保険者資格喪失届書及び添付書類						
②再度国内に住所を有するに至ったとき	介護保険適用となり介護掛金･負担金を徴収しなければならない	介護保険第２号被保険者資格取得届書及び添付書類						
5－2　障害者支援施設等への入所	※40歳以上65歳未満の組合員の場合		1					
①入所したとき	介護保険適用外となり介護掛金･負担金を免除することができる	介護保険第２号被保険者資格喪失届書及び添付書類						
②退所したとき	介護保険適用となり介護掛金･負担金を徴収しなければならない	介護保険第２号被保険者資格取得届書及び添付書類						
6　結婚したとき	1 改姓したとき	①　組合員等情報変更申告書 ②　資格確認書、限度額適用認定証等	1 1	組合員	所属所長 ↓ 支部	速やかに	資格係	§8の2
	2 配偶者を被扶養者として申告するとき	「４の１の提出書類」欄を参照	各１					§7の1

こんな場合には		こんな手続を						
		提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	本文参考
7　出産したとき	1　給付金を請求するとき	①　出産費、家族出産費、同附加金、㊁出産手当金請求書（共済組合と共通様式） ②　直接支払制度についての合意文書 ③　費用の内訳を記した明細書等 ④　証明願 （家族出産費を請求するとき、家族の被扶養者認定日から出産日までの期間が６ヶ月以内の場合）	1 1 1 1 1	組合員	所属所長 ↓ 支部 （互助組合）	速やかに	給付係 県互助組合	§12
	2　子を被扶養者として申告するとき	「４の１の提出書類」欄を参照	各１	組合員	所属所長 ↓ 支部	速やかに	資格係	§7の1
	3　産前・産後休業中に給料が減額または無給となるとき	①　出産手当金請求書 ②　給与明細書の写し	1 1				給付係	§12
	4　１年以上組合員であった人が資格喪失後６ヶ月以内に出産したとき	「1 給付金を請求するとき」の①②③		組合員であった人	支部	速やかに	給付係	§14の4
8　産前産後休業をとるとき	1　掛金免除の申出をするとき	産前産後休業掛金免除申出書及び添付書類（互助組合と共通様式）	1	組合員	所属所長 ↓ 支部 （互助組合）	産前産後休暇を開始する前月末日	経理貸付係 県互助組合	§5の2
		産前産後休業掛金免除変更申出書及び添付書類（互助組合と共通様式）	1			出産した月の末日（月末出産の場合は翌月末）		
9　産前産後休業から育児休業を取得せずに勤務に復帰したとき	1　育児短時間勤務や育児部分休業等により報酬が低下したため、標準報酬の産前産後休業終了時改定の申出をするとき	①　標準報酬産前産後休業終了時改定申出書及び添付書類 ②　３歳未満の子を養育する旨の申出書及び添付書類	1 1	組合員	所属所長 ↓ 支部	勤務復帰後速やかに	経理貸付係	§4の9 10

こんな場合には		こんな手続を						
		提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	本文参考
10　育児休業をとるとき	1　掛金免除の申出をするとき	育児休業等掛金免除申出書及び添付書類	1	組合員	所属所長 ↓ 支部	育児休業取得決定後速やかに	経理貸付係	§5の2
	2　給付金の請求をするとき	①　育児休業手当金・育児休業支援手当金請求書(初回請求用) ②　人事異動通知書(辞令書)の写し ③　育児休業取得月の給与支給明細書の写し	1 1 1	組合員	所属所長 ↓ 給与支給機関等 (県立学校・県教育委員会事務局を除く) ↓ 支部	速やかに	給付係	§10の1(1)
	【いわゆる「パパ・ママ育休プラス」制度に係る支給期間の特例により、当該子の1歳の誕生日から1歳2か月に達するまでの期間について請求する場合】	④　請求者と配偶者との続柄がわかる書類（住民票等） ⑤　配偶者の育児休業取得を証明する書類	1 1					
	3　育児休業支援手当金を請求するとき	①　育児休業手当金・育児休業支援手当金請求書(初回請求用) ②　人事異動通知書(辞令書)の写し ③　育児休業取得月の給与支給明細書の写し ④　育児休業等に係る子の出産の予定日が確認できる書類 ⑤　組合員と配偶者との続柄がわかる書類 ⑥　配偶者の育児休業が確認できる書類	1 1 1 1 1 1					§10の1(2)

こんな場合には			こんな手続を						
			提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	本文参考
	4 育児休業手当金請求期間に変更があったとき		① 育児休業手当金請求書（休業期間変更･請求期間延長用） ② 育児休業期間に変更がある場合は、人事異動通知書(辞令書)の写し ③ 請求期間延長の場合は、延長事由に該当することを証する書類 ④ 月の途中で育児休業復帰を行う場合は、育児休業復帰月の給与支給明細書の写し ⑤ 配偶者の育児休業期間の変更を確認できる書類（育児休業支援手当金の請求を行う場合で、配偶者の育児休業期間に変更があった場合）	1 1 1 1 1	組合員	所属所長 ↓ 給与支給機関等（県立学校・県教育委員会事務局を除く） ↓ 支部	速やかに	給付係	§10の1(1) §10の1(2)
	5 育児時短勤務手当金を請求するとき		① 育児時短勤務手当金請求書 ② 育児時短勤務の期間及び勤務時間が確認できる辞令書の写し ③ 育児時短勤務に係る子の生年月日が確認できる書類（初回請求時のみ） ④ 請求月の給与明細書の写し ⑤ 請求月の出勤簿の写し ⑥ 勤務条件通知書の写し ⑦ 通勤手当支給月の給与支給明細書の写し（定期代等、複数月分を一括して支払っている場合）	1 1 1 1 1 1 1 1					§10の2
	6 育児休業期間（当該育児休業に係る子が満３歳に達する日までの期間）に変更があったとき		育児休業等掛金免除変更申出書及び添付書類	1	組合員	所属所長 ↓ 支部	速やかに	経理貸付係	§5の2
	7 貸付金の償還猶予を	受けるとき	償還方法申出書 ㊄償還猶予申出書	1	組合員	所属所長 ↓ 支部 県互助組合	休業する前月20日	経理貸付係 県互助組合	§18の10
		受けないとき	償還方法申出書	1					

こんな場合には		こんな手続を						
		提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	本文参考
11　育児休業から勤務に復帰したとき	1　育児休業手当金が支給される月の中途で育児休業から復帰するとき（10の3のときを除く）	①　報酬支給額証明書 ②　育児休業復帰月の給与支給明細書の写し	1 1	組合員	所属所長 ↓ 給与支給機関等（県立学校・県教育委員会事務局を除く） ↓ 支部	速やかに	給付係	§10の1
	2　育児短時間勤務や育児部分休業等により報酬が低下したため、標準報酬の育児休業等終了時改定の申出をするとき	①　標準報酬育児休業等終了時改定申出書及び添付書類 ②　3歳未満の子を養育する旨の申出書及び添付書類（3歳未満の子を養育する場合のみ）	1 1	組合員	所属所長 ↓ 支部	勤務復帰後速やかに	経理貸付係	§4の9 10
12　3歳未満の子を養育することとなったとき（産前産後休業又は育児休業取得中の場合を除く）	1　3歳未満の子を養育する場合の標準報酬月額の特例を受ける（子の養育前と比して標準報酬月額が下回る月について、年金給付の計算の基礎となる標準報酬月額を養育前の額とする）とき	3歳未満の子を養育する旨の申出書及び添付書類	1	組合員	所属所長 ↓ 支部	速やかに	経理貸付係	§4の9 10

こんな場合には		こんな手続を						
		提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	本文参考
13 病気になったとき、又は負傷したとき	1 保険医療機関等で診療を受けるとき	マイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）又は資格確認書（マイナ保険証が利用できないとき）	1	組合員 被扶養者	医療機関等		給付係	§9の1の(1)
	2 入院等により高額療養費の現物給付を受けるとき	① 公立学校共済組合限度額適用認定申請書	1	組合員 被扶養者	所属所長 ↓ 支部	速やかに	給付係	§9の1の(5)
	3 緊急その他やむを得ない事情によりマイナ保険証等を使用しないで診療を受けたとき（国内の場合）	① 療養費（家族療養費）請求書 ② 診療報酬領収済明細書又は医療機関の発行する領収書及び診療報酬明細書	1 1	組合員 被扶養者	所属所長 ↓ 支部	速やかに	給付係	§9の2の(1)
	4 あんま、マッサージ、はり、きゅうの施術を医師の指示により受けたとき	① 療養費（家族療養費）請求書 ② 医師の同意書 ③ 療養費支給申請書又は施術証明書兼施術料金領収明細書	1 1 1					§9の2の(1)
	5 治療用装具を購入したとき	① 療養費（家族療養費）請求書 ② 領収書 ③ 診断書・装具装着証明書	1 1 1					§9の2の(1)
	6 移送することを共済組合が必要と認めたとき	① 移送費・家族移送費請求書 ② 領収書 ③ 医師の意見書	1 1 1					§9の2の(2)
	7 人工臓器等の装着又は血友病等の治療を受けたとき	① ㊐治療見舞金請求書（共済組合と共通様式） ② 医師の証明	1	組合員	所属所長 ↓ 県互助組合	速やかに	県互助組合	§9の2の(4)

こんな場合には		こんな手続を						
		提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	本文参考
	8 療養等のため給料が支給されないとき	① 傷病手当金･同附加金、㊁傷病手当金請求書（共済組合と共通様式） ② 出勤簿の写し ③ 報酬支給額証明書及び給与明細書の写し(原則初回のみ。請求対象月に係る給与報酬が支給されたときに必要) ④ 生活能力等についての医師の意見書(原則初回のみ。休職中不要) ⑤ 日常生活等に関する申立書(原則初回のみ) ⑥ 年金等の支給決定又は額改定がある場合、年金証書又は年金改訂通知書の写し等	1 1 1 1 1 1	組合員	所属所長 ↓ 給与支給機関等 (県立学校・県教育委員会事務局を除く) ↓ 支部 (互助組合)	速やかに	給付係 県互助組合	§10の3
	9 欠勤等により給料が支給されないとき	① 休業手当金請求書 ② 出勤簿の写し ③ 給与明細書の写し	1 1 1	組合員	所属所長 ↓ 給与支給機関等 (県立学校・県教育委員会事務局を除く) ↓ 支部	速やかに	給付係	§10の4
	10 介護休暇を取得したとき（66日目までは共済組合に請求、67日目以降は互助組合に請求）	① 介護休業手当金、㊁介護休暇手当金請求書 ② 休暇簿の写し(初回請求時、又は介護休暇期間に変更があったときに必要) ③ 出勤簿の写し ④ 給与明細書の写し（共済組合に請求する場合のみ）	1 1 1 1	組合員	所属所長 ↓ 給与支給機関等 (県立学校・県教育委員会事務局を除く) ↓ 支部 県互助組合	速やかに	給付係 県互助組合	§10の2

こんな場合には		こんな手続を						
		提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	本文参考
	11 交通事故等により負傷し療養を受けたとき(第三者加害)	① 損害賠償申告書 ② 第三者加害報告書 ③ 第三者加害発生状況報告書 ④ 加害者関係事項 ⑤ 確約書 ⑥ 治癒届 ⑦ 交通事故証明書 ⑧ その他(詳しくは手引§９を参照)	1 1 1 1 1 1 1 1	組合員	所属所長 ↓ 支部	速やかに	給付係	§9の4
	12 傷病のため、引き続いて３か月以上の療養をしたとき	㊦長期療養者見舞金請求書	1	組合員	所属所長 ↓ 県互助組合	速やかに	県互助組合	§9の3
14 義肢等補装具を購入、修繕したとき	義肢等補装具を購入、修繕したとき	① ㊦義肢等製作費助成請求書 ② 診断書 ③ 領収書	1 1 1	組合員	所属所長 ↓ 県互助組合	速やかに	県互助組合	§9の2の(3)
15 災害を受けたとき	組合員の住居又は家財が損害(１/５程度以上)を受けたとき、又は床上浸水があったとき	① 災害見舞金、㊦災害見舞金請求書(共済組合と共通様式) ② り災証明書 ③ り災状況等報告書 ④ り災部分等の写真 ⑤ 家財被害状況内訳書 ⑥ 家屋平面図(り災部分を朱書) ⑦ 修繕見積書（業者作成） ⑧ 家屋の価値がわかる書類 ⑨ その他(支部に確認してください)	1 1 1 1 1 1 1 1 1	組合員	所属所長 ↓ 支部 (互助組合)	速やかに	給付係 県互助組合	§13の1

こんな場合には		こんな手続を						
		提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	本文参考
16　各種資金を借りたいとき等 1　共済組合貸付金 ※すべての貸付金申込みについて「貸付事業における個人情報に関する同意書」・「借入状況等申告書」および「最新(直近)の給料明細書等の写し」の添付を要する。 ※教育貸付け及び住宅貸付けで、加入を希望する場合は「団体信用生命保険適用申込書」を提出。	(1) 一般貸付け 組合員が臨時に資金を必要とするとき	① 貸付申込書 ② 借用証書 ③ 必要額が確認できる書類 (貸付金額100万円以上のとき) ④ 辞令の写し(特別貸付けのみ) ⑤ 勤務条件等説明書(特別貸付けで給与が日額又は時間給の場合のみ)	各1	組合員	所属所長 ↓ 支部	毎月20日	経理貸付係	§18の1の(1)
	(2) 特別貸付け 任期を定めて採用されている組合員が臨時に資金を必要とするとき							
	(3) 教育貸付け 組合員、被扶養者又は被扶養者でない子、孫若しくは兄弟姉妹が学校教育法に規定する大学等に入学するため資金を必要とするとき	① 貸付申込書 ② 借用証書 ③ 合格通知書の写し又は入学許可書の写し ④ 必要額が確認できる書類						§18の1の(5)
	組合員、被扶養者又は被扶養者でない子、孫若しくは兄弟姉妹が学校教育法に規定する大学等に修学するため資金を必要とするとき	① 貸付申込書 ② 借用証書 ③ 在学証明書(原本) ④ 必要額が確認できる書類						
	(4) 災害貸付け 組合員又は被扶養者が水震火災その他の非常災害を受けたため資金を必要とするとき	① 貸付申込書 ② 借用証書 ③ り災事実証明書						§18の1の(6)
	(5) 医療貸付け 組合員、被扶養者又は被扶養者でない配偶者、子、孫、兄弟姉妹若しくは父母(配偶者の父母を含む。)が医療を受けるため資金を必要とするとき	① 貸付申込書 ② 借用証書 ③ 医師の診断書	各1	組合員	所属所長 ↓ 支部	毎月20日	経理貸付係	§18の1の(7)

こんな場合には		こんな手続を						
		提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	本文参考
	(6) 結婚貸付け 組合員又は子が結婚するため資金を必要とするとき	① 貸付申込書 ② 借用証書 ③ 挙式申込受理書の写し又は仲人の証明書等 ④ 必要額が確認できる書類						§18の1の(8)
	(7) 葬祭貸付け 組合員が被扶養者又は被扶養者でない配偶者、子、孫、兄弟姉妹若しくは父母(配偶者の父母を含む。)の葬祭を行うため資金を必要とするとき	① 貸付申込書 ② 借用証書 ③ 葬儀等対象者の死亡の事実及び組合員との続柄が確認できる書類 ④ 葬儀又は法事等を行うことを明らかにする書類及び必要額が確認できる書類又は墓地の取得等に係る購入費用及び購入日を確認できる書類						§18の1の(9)
	(8) 住宅貸付け ア 住宅の新築、増築、改築、移築のため資金を必要とするとき	① 住宅貸付申込書 ② 借用証書 ③ 敷地の登記事項証明書(本人名義でない場合は工事承諾書の写しを添付) ④ 建築の確認済証等の写し ⑤ 住宅の平面図 ⑥ 工事請負契約書の写し ⑦ 増築、改築の場合は既存建物の登記事項証明書						§18の1の(2)
	イ 住宅の購入のため資金を必要とするとき	① 住宅貸付申込書 ② 借用証書 ③ 住宅の平面図 ④ 売買契約書の写し ⑤ 住宅の登記事項証明書又は確認済証等の写し ⑥ 敷地の登記事項証明書	各1	組合員	所属所長 ↓ 支部	毎月20日	経理貸付係	§18の1の(2)

こんな場合には		こんな手続を						
		提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	本文参考
	ウ　敷地の購入のため資金を必要とするとき	①　住宅貸付申込書 ②　借用証書 ③　売買契約書の写し ④　敷地の登記事項証明書(農地の場合は農地転用許可書の写し又は受理証明書の写し) ⑤　住宅新築工事に係る誓約書						
	エ　住宅の借用のため資金を必要とするとき	①　住宅貸付申込書 ②　借用証書 ③　賃貸借契約書の写し ④　住宅の平面図						
	オ　敷地の借入のため資金を必要とするとき	①　住宅貸付申込書 ②　借用証書 ③　賃貸借契約書の写し ④　住宅新築工事に係る誓約書						
	カ　敷地の補修のため資金を必要とするとき	①　住宅貸付申込書 ②　借用証書 ③　工事請負契約書の写し ④　補修箇所の図面又は写真 ⑤　市区町村、警察署、消防署等の所轄官公署が発行するり災事実証明書 ⑥　敷地の登記事項証明書(本人名義でない場合は工事承諾書の写しを添付)						
	キ　住宅の修理のため資金を必要とするとき	①　住宅貸付申込書 ②　借用証書 ③　工事請負契約書の写し ④　住宅の登記事項証明書(本人名義でない場合は工事承諾書の写しを添付) ⑤　修理箇所の図面又は写真	各1	組合員	所属所長 ↓ 支部	毎月20日	経理貸付係	§18の1の(2)

こんな場合には		こんな手続を						
		提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	本文参考
	(9) 住宅災害貸付け 住宅又は住宅の敷地が水震火災その他の非常災害により損害を受け、新築等をするため資金を必要とするとき	① 住宅災害貸付申込書 ② 借用証書 ③ 住宅貸付けの申込事由に応じた添付書類 ④ り災事実証明書						§18の1の(3)
	(10) 介護住宅貸付け 介護の必要な人に配慮した構造を有する住宅及び介護機器の設置をするため資金を必要とするとき	① 介護住宅貸付申込書 ② 借用証書 ③ 在宅介護対応住宅の新築等に係る申立書 ④ 介護構造部分の内容及び必要額の確認できる書類 ⑤ 住宅貸付けの申込事由に応じた添付書類						§18の1の(4)
	(11) 高額医療貸付け 組合員又は被扶養者が高額療養費の支給の対象となる療養に係る支払のため資金を必要とするとき	① 高額医療貸付申込書 ② 保険医療機関等が発行する請求書の写し又は領収書の写し				随時		§18の1の(11)
	(12) 出産貸付け 組合員が出産費又は家族出産費の支給の対象となる出産に係る支払のため資金を必要とするとき	① 出産貸付申込書 ② 母子健康手帳の写し ③ 医師等の証明書 ④ 異常分娩又は人工中絶による場合は、医療機関等の請求書の写し又は領収書の写し						§18の1の(12)
	2 住宅貸付けを借受け、工事等が完了したとき (1) 住宅の新築、増築、改築、移築の場合	① 完了報告書 ② 次のいずれかの書類 ・登記事項証明書(登記完了後)の原本 ・工事引渡書の写し	各1	組合員	支部	貸付けを受けて6か月以内	経理貸付係	§18の13の(1)
	(2) 住宅の修理の場合	① 完了報告書 ② 領収書の写し						

こんな場合には		こんな手続を						
		提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	本文参考
	(3) 住宅及び敷地の購入の場合	① 完了報告書 ② 登記事項証明書(所有権登記後)の原本						
	(4) 転入前の共済組合への返済(借換)の場合	① 完了報告書 ② 転入前の共済組合に支払った振込金受領書又は返付された借用証書の写し	各1	組合員	支部	貸付けを受けて6か月以内	経理貸付係	§18の13の(1)
	(5) 住宅及び敷地の借入れの場合	① 完了報告書 ② 領収書の写し						
	3 貸付資格証明書を必要とするとき (1) 貸付資格証明書を必要とするとき	貸付予定資格証明願	各1	組合員	支部		経理貸付係	
	(2) 貸付金残高証明書を必要とするとき	貸付金残高証明願						§18の15
	(3) 住宅貸付けの年末残高等証明書を必要とするとき	住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明申請書						
2 県互助組合貸付金	(1) 一般資金貸付け 組合員が臨時に資金(住宅又は土地の資金を除く。)を必要とするとき	① 貸付資金申込書 ② 資金借用証書 ③ 貸付保険に係る個人情報の取扱いに関する同意書	各1	組合員	所属長 ↓ 県互助組合	毎月1日と10日	県互助組合	§18の1の(1)
	(2) 特別資金貸付け	① 貸付資金申込書 ② 資金借用証書 ③ 貸付保険に係る個人情報の取扱いに関する同意書						§18の1の(8)
	ア 結婚 組合員、子、孫、兄弟姉妹が、結婚するために資金を必要とするとき	④ 挙式予約申込受理証明書、仲介の証明書等事実が確認できる書類 ⑤ 組合員との続柄が確認できる書類						
	イ 教育 組合員、子、孫、兄弟姉妹が、学校教育法に規定する大学等に、入学又は修学するために資金を必要とするとき	④ 入学許可書等の写し又は在学証明書等の入学又は修学の事実が確認できる書類 ⑤ 組合員との続柄が確認できる書類						§18の1の(5)

こんな場合には		こんな手続を						
		提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	本文参考
	ウ 医療 組合員、配偶者、子、孫、兄弟姉妹が、医療を受けるために資金を必要とするとき	④ 医師の診断書等事実が確認できる書類 ⑤ 組合員との続柄が確認できる書類						§18の1の(7)
	エ 葬祭 組合員が配偶者、子、孫、兄弟姉妹、父母の葬祭を行うために資金を必要とするとき	④ 死亡の事実が確認できる書類の写し ⑤ 組合員との続柄が確認できる書類						§18の1の(9)
	オ 海外研修 組合員が海外研修をするために資金を必要とするとき	④ 旅行業者が発行する旅行引受書等海外研修の事実が確認できる書類の写し						§18の1の(10)
	カ 海外赴任 組合員が海外赴任するために資金を必要とするとき	④ 海外赴任の事実が確認できる書類の写し						
	(3) 住宅災害資金貸付け 組合員が、水震火災その他の非常災害により居住している住居に損害を受けて資金を必要とするとき	① 貸付資金申込書 ② 資金借用証書 ③ 貸付保険に係る個人情報の取扱いに関する同意書 ④ 罹災証明書等災害の事実が確認できる書類の写し ⑤ 工事請負契約書の写し、工事見積書の写し又は売買契約書の写し ⑥ 登記事項証明書 (本人名義でない場合は、住宅の名義人の工事承諾書) ⑦ 住宅の平面図(修理の場合は修理箇所の図面)又は写真						§18の1の(3)
	(4) 訴訟貸付け 組合員が、公務に関して訴訟を起こされたことにより資金を必要とするとき	① 貸付資金申込書 ② 資金借用証書 ③ 貸付保険に係る個人情報の取扱いに関する同意書 ④ 訴状の写し等公務に関する訴訟の事実が確認できる書類						§18の1の(13)

こんな場合には		こんな手続を						
		提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	本文参考
17　財形貯蓄をするとき	1　新規加入するとき	①　依頼書 ②　財形申込書 ③　非課税貯蓄申告書 ④　非課税貯蓄申込書 （一般財形貯蓄の場合は①②のみ）	1 1 1 1	契約者	契約者 ↓ 契約金融機関 ↓ 健康福利課	４月１日～ ４月15日 及び ８月21日～ ９月15日	福利調整係	
	2　積立額の変更をするとき	①　依頼書 ②　預入額変更申込書	1 1					
	3　氏名、住所、勤務先が変更したとき	異動申告書	1		又は	変更後 速やかに		
	4　非課税限度額の変更をするとき	①　依頼書 ②　限度額変更申告書	1 1			変更しようとする月の前月15日まで		
	5　積立の中断･復活をするとき	①　依頼書 ②　中断申込書又は復活申込書	1 1		契約者 ↓ 健康福利課	中断･復活しようとする月の前月15日まで		
	6　育児休業等による２年以上の積立中断で非課税措置を継続するとき	育児休業等の財産形成非課税貯蓄継続適用申告書	1			育児休業開始の20日前まで		
	7　解約するとき	①　依頼書 ②　非課税貯蓄廃止申告書	1 1			積立中止しようとする月の前月15日まで		
	8　積立期間が満了するとき	①　依頼書 ②　非課税適用確認申告書	1 1					
	9　退職したとき	退職等申告書 （財形年金貯蓄の場合のみ）	1			退職後 速やかに		

こんな場合には		こんな手続を						
		提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	本文参考
18 組合員でなくなったとき （死亡した場合を除く。）	1 共済組合 1 退職したとき (1) 組合員が資格を喪失するとき	① 組合員資格喪失報告書 ② 人事異動通知書（辞令書）の写し等（県費負担職員の正規職員を除く） ③ 資格確認書、限度額適用認定証等 ④ 退職届書 ⑤ 老齢厚生年金受給に係る提出書類（一般組合員のうち公務員共済の老齢厚生年金受給権者のみ。該当者がいる場合、年金係に電話連絡）	1 1 1 1 1	①所属所長 ②～⑤ 元組合員	所属所長 ↓ 支部	速やかに	①②③ 資格係 ④⑤ 年金係	§14の2
	(2) 任意継続組合員になることを希望するとき(退職の日の前日まで引き続き１年以上組合員であった人に限る。)	任意継続組合員申出書兼預金口座振替依頼書	1	元組合員	支部	退職の日から起算して20日以内	経理貸付係	§14の4の(1)
	(3) 一般組合員期間が６ヶ月以上で組合員期間等が25年未満の日本国籍を有しない次の人 ア 年金等を受ける権利を有しない イ 日本国内に住所を有しない	① 脱退一時金請求書 ② パスポート(旅券)の写し ③ 一時金を受領する金融機関が確認できる書類	1 1 1	元組合員	公立学校共済組合理事長	出国後２年以内	年金係	
	2 他の公務員共済組合へ転出したとき (例)・市町村職員共済組合 ・地方職員共済組合 ・国家公務員共済組合 ・警察共済組合 ・広島市職員共済組合　等 (私立学校共済組合は含まない。)	① 組合員資格喪失報告書 ② 人事異動通知書（辞令書）の写し等（県費負担職員の正規職員を除く） ③ 資格確認書、限度額適用認定証 ④ 組合員転出届書	1 1 1 1	①所属所長 ②～④ 元組合員	所属所長 ↓ 支部	速やかに	①②③ 資格係 ④年金係	§14の2
	3 県外の公立学校共済組合へ転出したとき （県内の公立学校等の職員が、引き続き県外の公立学校等職員に採用されたとき）	① 組合員資格喪失報告書 ② 人事異動通知書（辞令書）の写し等（県費負担職員の正規職員を除く） ③ 資格確認書、限度額適用認定証等 ④ 組合員転出届書	1 1 1 1	①所属所長 ②～④ 元組合員	所属所長 ↓ 支部	速やかに	①②③ 資格係 ④年金係	§14の2

こんな場合には		こんな手続を						
		提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	本文参考
	2　県互助組合 (1) 県互助組合に加入していたとき	㊁退会給付金請求書	1	元組合員	県互助組合	速やかに	県互助組合	§14の3
	(2) 退職医療制度に加入するとき	㊁退職医療組合員申出書	1	元組合員	県互助組合	退職の翌日から30日以内	県互助組合	§14の4の(3)

こんな場合には		こんな手続を						
		提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	本文参考
19　死亡したとき	1　共済組合 (1) 組合員が死亡したとき (任意継続組合員を含む。) ア　資格確認書等の返納	①　組合員資格喪失報告書 ②　資格確認書、限度額適用認定証等	1 1	①所属所長 ②被扶養者 (遺族)	支　部	速やかに	ア　資格係 イ、ウ　給付係	
	イ　被扶養者がいるとき	①　埋葬料(同附加金)請求書 ②　死亡の事実を証明する書類 (埋火葬許可書等の写し)	1 1	被扶養者	所属所長 ↓ 支　部			§16の2
	ウ　被扶養者がいないとき	①　埋葬料(同附加金)請求書 ②　死亡の事実を証明する書類 (埋火葬許可書等の写し) ③　埋葬に要した費用の明細書及び領収書	1 1 1	埋葬を行った人	所属所長 ↓ 支　部			
	(2) 組合員が資格喪失後３月以内に死亡したとき (任意継続組合員を含む。)	①　埋葬料請求書 ②　死亡の事実を証明する書類 (埋火葬許可書等の写し) ③　埋葬に要した費用の明細書及び領収書 (被扶養者が請求する場合は不要)	1 1 1	被扶養者又は埋葬を行った人	支　部	速やかに	給付係	§14の4の(2)
	(3) 被扶養者が死亡したとき	①　被扶養者申告書 ②　資格確認書、限度額適用認定証等 ③　家族埋葬料(同附加金)請求書 ④　死亡の事実を証明する書類 (埋火葬許可書等の写し) ⑤　国民年金第３号被保険者関係届 (配偶者死亡のときのみ)	1	組合員	所属所長 ↓ 支　部	速やかに	資格係	§17
	(4) 組合員が非常災害により死亡したとき	①　弔慰金請求書 ②　死亡の事実を証明する書類 (死亡診断書の写し等) ③　遺族の順位が確認できる書類	1	遺　族	所属所長 ↓ 支　部	速やかに	給付係	§16の3

こんな場合には		こんな手続を						
		提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	本文参考
		④ 事故報告書 （様式は、広島支部から送付）						
	(5) 被扶養者が非常災害により死亡したとき	① 家族弔慰金請求書 ② 死亡の事実を証明する書類 ③ 事故報告書 （様式は、広島支部から送付）	1	組合員	所属所長 ↓ 支部	速やかに	給付係	§17の2
	(6) 遺族年金 一般組合員が死亡したとき	① 年金請求書（遺族給付） ② その他 ※ 様式や提出書類は広島支部から送付	1	遺族	所属所長 ↓ 支部	速やかに	年金係	§15の5
	(7) ファミリー応援金 組合員が死亡したとき	支部から所属所へ、別途連絡する。					健康管理係	§21の3
	(8) 共済貸付を利用していた場合 ア 組合員が死亡したときに、共済組合の貸付金を償還中であった場合	①未償還元利金の控除に関する承諾書	1	遺族	所属所長 ↓ 支部	速やかに	経理貸付係	§18の9
	イ アのうち、共済組合の貸付金に係る団信（団体信用生命保険）に加入している場合	①未償還元利金の控除に関する承諾書 ②貸付償還金受領の代表者を定める同意書 ③死亡証明書 ④在籍証明書	1 1 1 1	遺族 遺族 遺族 所属所	所属所長 ↓ 支部	速やかに	経理貸付係	§18の9 §18の12
	2 県互助組合 (1) 組合員が死亡したとき	① ㊁死亡弔慰金請求書 ② 死亡の事実及び組合員と遺族の続柄を確認できる書類 ③ 組合員の死亡当時、組合員と同居していた親族が確認できる書類 ④ 請求・受領に関する委任状（遺族に同順位者が２人いるときのみ） ⑤ ㊁退会給付金請求書	1 1 1 1 1	遺族	所属長 ↓ 県互助組合	速やかに	県互助組合	§16の3

こんな場合には		こんな手続を						
		提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	本文参考
	(2) 組合員が死亡したときに、18歳以下で就学中の遺児があるとき	① 遺児育英資金請求書 ② 遺児と組合員との続柄を確認できる書類 ③ 在学証明書（遺児が義務教育を修了しているとき）	1 1 1	遺児				
	(3) 被扶養者が死亡したとき	① 家族死亡弔慰金請求書（共済組合と共通様式） ② 死亡の事実を証明する書類	1 1	組合員				§17の2
20 任意継続組合員の資格を喪失するとき	(1) 任意継続組合員となった日から起算して２年を経過したとき	資格確認書（限度額適用認定証等）	1	組合員	支部	速やかに	経理貸付係	§14の4の(1)
	(2) 掛金を払込期日までに払い込まなかったとき							
	(3) 死亡したとき	① 任意継続組合員資格喪失申出書兼掛金還付請求書 ② 資格確認書（任意継続組合員証、被扶養者証、高齢受給者証等） ③ 「21 死亡したとき」の提出書類を参照	1 1 各１	被扶養者又は遺族				
	(4) 後期高齢者医療の被保険者等となったとき	① 任意継続組合員資格喪失申出書兼掛金還付請求書 ② 資格確認書（任意継続組合員証、被扶養者証、高齢受給者証等） ③ 後期高齢者医療資格確認書等の写し	1 1 1	組合員				

こんな場合には		こんな手続を						
		提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	本文参考
	(5) 再就職し、再就職先の医療保険に加入したとき	① 任意継続組合員資格喪失申出書兼掛金還付請求書 ② 資格確認書（任意継続組合員証、被扶養者証、高齢受給者証等） ③ 再就職先で社会保険に加入したことがわかる書類（辞令書・資格情報のお知らせ 等）の写し	1 1 1					
	(6) 国民健康保険に加入する、又は家族が加入する医療保険の被扶養者になるとき	① 任意継続組合員資格喪失申出書兼掛金還付請求書 ② 資格確認書（任意継続組合員証、被扶養者証、高齢受給者証等） ※資格喪失日以降、速やかに返納	1 1					
21 福祉保険制度・アイリスプランに加入するとき	1 共済組合の福祉保険制度に加入するとき	本部より送付される加入申込書	1	組合員	本部	7月	健康管理係	§21の1
	2 アイリスプランに加入するとき	本部より送付される資料請求書	1	組合員	本部	11月	健康管理係	§21の2
22 福祉施設を利用するとき	1 直営宿泊保養施設を利用するとき	電話により施設へ直接申込む		利用者	各施設	早めに		§19の5